

## 無職少年等非行防止対策事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、青少年の健全育成を図るため、少年補導センター（以下「補助事業者」という。）が行う無職少年等の非行防止対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年3月20日滋賀県規則第9号、以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付条件等)

第2条 補助金の交付条件、補助対象経費、補助金の額等は、別表に定めるところによる。

### (交付申請)

第3条 補助事業者は、補助金の交付を申請するときは、規則第3条に規定する補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添え、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）

### (事業の中止等の届出)

第4条 補助事業者は、補助事業の中止（廃止）、内容の変更および補助対象経費の増減をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

### (実績報告)

第5条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（中止、廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日を経過した日または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、規則第12条に規定する補助事業実績報告書（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添え、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（別記様式第5号）
- (2) 収支決算書（別記様式第6号）

### (支払いの方法)

第6条 この補助金は概算払により交付することができる。

2 規則第13条による通知を受けた補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求明細書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

### (標準処理期間)

第7条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金の交付決定は、同規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第5条の規定による実績報告があった

日から起算して30日以内に行うものとする。

(書類の保存)

第8条 補助事業者は、補助事業に係る予算および決算等の関係書類を整備し、事業完了後5年間保存しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第9条 補助事業者は、第3条の規定に基づく交付の申請、第4条の規定に基づく計画変更の申請、第5条の規定に基づく実績報告、第6条の規定に基づく支払請求については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年11月24日から施行する。

別 表

補 助 金 名	無職少年等非行防止対策事業費補助金
趣 旨	少年補導センターに無職少年対策の専従職員を配置してこれら少年に対する就労、就学などの自立更生の支援を行うほか、少年補導センターにおける補導活動、相談活動、環境浄化活動等を充実・強化し、無職少年等の非行防止と健全育成を図る。
交 付 条 件	<p>1 この補助金の交付を受けるに当たり、次の条件を満たすこと。</p> <p>(1) 無職少年対策の専従職員を配置する。</p> <p>(2) 無職少年の就労、就学などの自立更生の支援を行い、その経過を記録、保管する。</p> <p>(3) 無職少年等に対する補導活動、相談活動、環境浄化活動等を実施する。</p> <p>(4) 無職少年等の非行防止、健全育成のための啓発資料の作成と啓発活動を実施する。</p> <p>(5) 無職少年等の非行防止対策の研修会、関係機関との連絡会議を開催する。</p> <p>2 無職少年対策の専従職員は、次の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 非常勤の職員で、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>(2) 年齢は、70歳未満とする。</p> <p>(3) 勤務日数は月16日以上とする。</p> <p>3 この補助金は、少年補導センターの運営主体（市町または少年補導センター運営協議会）に交付するものとする。</p>
補助対象経費	<p>無職少年対策の専従職員への報酬、および、その他非行防止対策事業に必要な経費。</p> <p>経費（委員手当、諸謝金、旅費、庁費）の配分変更が、20%をこえる場合はあらかじめ知事の承認を受けること。</p>
基 準 額	知事が別に定める額
補 助 金 の 額	実支出額と基準額を比較して少ない方の額に1/2を乗じた額

別記

(様式第1号)

無職少年等非行防止対策事業費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

(宛先)

滋 賀 県 知 事

申請者 住所  
氏名 (自治体にあつては市町長の氏名)  
(少年センター運営協議会にあつては名称  
および代表者の職名・氏名)

発行責任者・氏名  
担当者 (自治体にあつては担当者の氏名)  
(少年センター運営協議会にあつては発行  
責任者および担当者の氏名)

連絡先  
電話番号

年度において実施する無職少年等非行防止対策事業について、下記金額の補助金を交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

補助金申請額 \_\_\_\_\_ 円

関係書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他関係書類

別記

(様式第2号)

事業計画書

- 1 少年補導センター名
- 2 設置運営主体名
- 3 主管部局課名
- 4 設置年月日
- 5 所在地
- 6 活動区域の状況(平成 年 月 日現在)
  - (1) 人口 人
  - (2) 14歳以上19歳以下の人口 人
- 7 運営協議会(委員会)
  - (1) 委員数 人
  - (2) 委員の委嘱者
- 8 少年補導委員
  - (1) 少年補導委員数 人
  - (2) 補導委員の委嘱者
- 9 職員
  - (1) 所長 専任・兼任(いずれかに○)
  - (2) その他の職員 専任職員 名  
兼任職員 名

(3) 無職少年対策指導員

氏名	年齢(生年月日)	発令年月日
	歳( )	

10 事業内容

(1) 街頭補導等年間延べ実施予定

ア 街頭補導活動 延べ 回、活動委員数 延べ 人  
イ 相談受付 延べ 件

(2) 非行防止のための広報啓発資料の作成・配布

種 類	部 数	対 象

(3) 啓発活動の内容

期 日	場 所 (対象)	事業内容	備考

(4) 研修会の内容

期 日	場 所 (対象)	事業内容	備考

(5) 連絡会議の内容

期 日	場 所 (対象)	事業内容	備考

11 事業に要する経費

区 分	科 目	金 額 (円)	積算の基礎
補 助 事 業 に 要 す る 経 費	報 酬 共 済 費 報 償 費 旅 費 需 用 費		
	使用料および賃借料		
	小 計		
そ の 他 の 経 費			
	小 計		
合 計			補助申請金額 千円

(注)

- 1 設置年月日は、補助金の有無にかかわらず実際に設置した年月日を記入すること。
- 2 委員の委嘱者、補導委員の委嘱者は、〇〇市長、〇〇長教育委員会教育長等、職名を記入すること。
- 3 その他の職員には、無職少年対策指導員の数も含めること。

別記

(様式第3号)

収 支 予 算 書

(1) 収入の部

科 目		金 額	備 考
県補助金			
そ の 他 の 収 入			
合 計			

(2) 支出の部

	科 目	金 額	備 考
補 助 対 象 経 費			
	小 計		
補 助 対 象 外 経 費			
	小 計		
合 計			





別記

(様式第4号)

無職少年等非行防止対策事業費補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

(宛先)

滋 賀 県 知 事

申請者 住所  
氏名 (自治体にあつては市町長の氏名)  
(少年センター運営協議会にあつては名称  
および代表者の職名・氏名)  
発行責任者・氏名 (自治体にあつては担当者の氏名)  
担当者 (少年センター運営協議会にあつては発行  
責任者および担当者の氏名)  
連絡先  
電話番号

年 月 日付け滋子青第 号で交付決定のあつた無職少年等非行防  
止対策事業について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績につきま  
して関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 事業報告書
- 2 収支報告書
- 3 その他関係書類

別記

(様式第5号)

事業報告書

1 少年補導センター名

2 設置運営主体名

3 主管部局課名

4 設置年月日

5 運営協議会(委員会)

(1) 委員数 人

(2) 委員の委嘱者

6 少年補導委員

(1) 少年補導委員数 人

(2) 補導委員の委嘱者

7 職員

(1) 所長 専任・兼任(いずれかに○)

(2) その他の職員 専任職員 名

兼任職員 名

(3) 無職少年対策指導員

氏名	年齢(生年月日)	発令年月日
	歳( )	

8 事業内容

(1) 街頭補導・相談活動実績

別表のとおり

(2) 非行防止のための広報啓発資料の作成・配布

種 類	部 数	対 象

(3) 啓発活動の内容

期 日	場 所 (対象)	事業内容	備考

(4) 研修会の内容

期 日	場 所 (対象)	事業内容	備考

(5) 連絡会議の内容

期 日	場 所 (対象)	事業内容	備考

(6) 無職少年の自立更生支援活動

対 象 少 年	継続補導人数 継続補導回数	就労等斡旋少年 (延べ人数)	更生少年
人	人	就労 人 ( 人)	就労 人
	延べ 回	就学 人 ( 人)	就学 人

(7) 無職少年対策指導員の活動状況

月	勤務日数	備 考	月	勤務日数	備 考
4			10		
5			11		
6			12		
7			1		
8			2		
9			3		

別表

区分 月	街頭補導活動			相談件数 (電話、メール等による 相談：内数)
	回数	活動委員 延べ人数	補導件数	
4				( )
5				( )
6				( )
7				( )
8				( )
9				( )
10				( )
11				( )
12				( )
1				( )
2				( )
3				( )
計				( )

9 事業に要する経費

区 分	科 目	金 額 (円)	積算の基礎
補助 対象 事業 に 要 す る 経 費	報 酬 共 済 費 報 償 費 旅 費 需 用 費		
	使用料およ び 賃借料		
	小 計		
そ の 他 の 経 費			
	小 計		
合 計			補助額 千円

(注)

- 1 設置年月日は、補助金の有無にかかわらず実際に設置した年月日を記入すること。
- 2 委員の委嘱者、補導委員の委嘱者は、〇〇市長、〇〇長教育委員会教育長等、職名を記入すること。
- 3 その他の職員には、無職少年対策指導員の数も含めること。

別記

(様式第6号)

収支決算書

(1) 収入の部

科 目		金 額	備 考
県補助金			
そ の 他 の 収 入			
合 計			

(2) 支出の部

	科 目	金 額	備 考
補 助 対 象 経 費			
	小 計		
補 助 対 象 外 経 費			
	小 計		
合 計			





別記  
(様式第7号)

無職少年等非行防止対策事業費補助金の概算払請求明細書

請求額 円

(単位：円)

	交付決定額・委託契約額	前回までの受入額	支出済額	残額	今回必要額	今回請求額
	A	B	C	$D = B - C$	E	$F = E - D$
合 計						

令和 年 月 日

(宛先)  
滋賀県知事

請求者

住所

氏名

(自治体にあつては市町長の氏名)  
(少年センター運営協議会にあつては名称および代表者の職名・氏名)

発行責任者  
・担当者

発行責任者氏名  
担当者氏名

(自治体にあつては担当者の氏名)  
(少年センター運営協議会にあつては発行責任者および担当者の氏名)

連絡先電話番号